

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年10月14日

横浜市契約事務受任者
選挙管理委員会事務局長 武島 和仁

1 契約の概要

- (1) 令和8年横浜市長選挙 啓発・広報事業の企画・運營業務委託
- (2) 令和8年横浜市長選挙 駅構内、鉄道車内、バス車内及びパシフィコ横浜への広告掲出委託

2 履行(納品)場所

- (1) 市内全域
- (2) 市内全域

3 契約日

- (1) 令和8年9月14日
- (2) 令和8年9月14日

4 履行日又は履行期間

- (1) 契約締結した日から令和8年11月30日
- (2) 契約締結した日から令和8年10月30日

5 契約金額

- (1) 29,950,624円
- (2) 32,612,800円(概算)

6 契約の相手方(名称及び所在)

- (1) 株式会社ULPLUS
神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央10-13 カーサ・アモール205
- (2) 株式会社NKBY's
横浜市西区みなとみらい2-3-5 クイーンズタワーC 10F

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

- (1) 横浜市長選挙については、横浜市長が令和8年8月28日に退職を申し立てたことに伴い、令和8年8月31日に臨時開催した横浜市選挙管理委員会において選挙期日を同年10月18日と決定しました。

本委託業務は、有権者に対し投票日を広く周知し、投票参加を促すため、メインビジュ

アル及びキャッチコピーの制作をはじめ、ポスター、啓発物品、動画・音声広告、WEB広告等の企画・制作及び配信等を一体的に実施するものです。

選挙啓発は少なくとも告示日の令和8年10月4日から実施する必要があることから、ポスターや啓発物品、各種広告媒体で使用するデザインデータ等については、配送や放送・配信準備等に要する期間を考慮すると、遅くとも9月中旬までに完成させる必要がありますが、選挙期日の決定から告示日までの期間は極めて短く、競争入札に必要な公告期間や契約手続等を確保することが困難な状況にあったため、随意契約を行いました。

(2) 本委託業務は、令和8年10月18日執行の横浜市長選挙について、有権者に対して投票日及び投票参加を広く周知するため、横浜市内の駅構内、鉄道車内、バス車内、デジタルサイネージ及び大型広告媒体等を活用した交通広告を実施するものであり、告示日から選挙期日までの少なくとも14日間は確実に掲出しておく必要があります。

本業務を実施するためには、市内主要駅のポスター掲出枠や大型広告媒体、鉄道・バス事業者のデジタルサイネージ及び車内ビジョン等、多数の広告媒体について掲出枠を確保するとともに、媒体ごとに異なる仕様に合わせたデータ調整や入稿手続きを行う必要があります。また、各媒体は掲出可能枠数に限りがあるため、選挙期間中における広告枠の確保について、媒体各社との調整を迅速に行わなければなりません。

しかし、前述のとおり選挙期日の決定から告示日までの期間が極めて短く、競争入札等の手続きを実施したうえで、契約後に広告枠の確保や媒体各社との調整を行うための期間を十分に確保することは困難な状況にあったため、随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

(1) 当該事業者は、令和7年横浜市長選挙において同様の業務を受託した実績があり、当局の選挙啓発の方針や業務内容を十分に理解しています。そのため、限られた準備期間においても、啓発方針を踏まえた効果的な企画、制作及び広告展開の確実な実施が期待できると判断しました。

(2) 当該業者は、令和7年の横浜市長選挙において、同様の交通広告業務を受託した実績があり、限られた期間内においても、必要な広告枠の確保及び各媒体への適切な掲出を迅速かつ確実に実施できると判断しました。

9 所管課

選挙管理委員会事務局調査課